

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情

つくば市 議会議長



陳情27第5号

陳情の要旨

- 1・国の制度の瑕疵により、担税力・生活実態にそぐわない形で課税の不公平が生じている。
- 2・厳格に徴税される日本人のみの世帯との格差が大きくワーキングプアの要因となっている。
- 3・厳しい地方財政を窮乏させていくため、国の制度を抜本的に改善すること必要がある。
- 4・地方都市が今後も存続していけるよう、若い世代が希望を持てるよう本意見書の採択を求める。

陳情の理由

国外に親族を持つ外国人、または外国人を配偶者とする者は、日本の扶養制度と無関係な国外扶養親族を日本人のみの世帯に比較し無尽蔵に申請できるため、簡単に非課税世帯となってしまう。これは国の制度の瑕疵であり、地方行政では対策ができない。よって、国に抜本的な制度改正を求めていく必要があるため、意見書の採択を求める。

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書（案）

海外に親族のいる日本で働く外国人や外国人と結婚した日本人の扶養控除の状況について、扶養親族が多いために控除額が非常に多額となり、所得税が課税されていない人が多数存在しています。

会計検査院の調査によると、外国人と結婚した日本人や、海外に家族を残して日本で働いている外国人のうち、扶養控除の額が年間300万円以上の者の扶養控除の状況として、扶養家族の人数は平均で10.2人に上り、中には26人が扶養家族になっているケースもありました。扶養家族を年齢別で見ると、稼働年齢層である23歳から60歳未満の成人の占める割合が半数に上っていました。さらに、扶養する家族が多いために扶養控除の額が非常に多額となり結果的に所得税が課税されていない人が、調査対象の6割近くに上っています。

その上、重要な問題として、海外にいるために所在確認や所得の把握が難しく、日本国内に家族がいる場合と比べて扶養親族として確認が不十分、或いは実態としては不可能な現状にも関わらず認定がなされているという現状があります。多くの控除を認めた結果、所得税や住民税が生活実態にそぐわない形で軽減されるのみならず、課税額を算定基礎とする国民健康保険税や介護保険、保育料その他各種有償の行政サービス等へ影響を与えています。同じ仕事をして同額の賃金を受け取っている労働者であっても、国外扶養親族を多数申請できる者は優遇措置を受けることができ、そうでない者との間に大きな可処分所得の差が生じています。担税力を無視した状況を放置することは、国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。

国の制度として外国人の扶養控除の問題を放置し、扶養の実態と差異がある状態で所得税や住民税を課税されていない人が多数生じている現状を容認することは、地方公共団体の徴税権を侵すものとなりかねません。さらに非課税となることで制度上の優遇措置、大幅な減免を受けることができるため、地方公共団体は税収減と支出増という二重の財政負担を強いられています。

こうした問題点が多数存在することから、自治体職員に法定受託事務上の過負荷をかけるだけの国外扶養親族の証明の厳格化のみならず、国民を対象とした制度の本旨に立ち返り、また税負担の公平性を確保する観点から、児童手当こと旧称子ども手当と同様に国外扶養親族の原則廃止など、扶養控除制度の抜本的な見直しを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年8月9日

住所：
連絡先：

シミュレート条件

家族構成：夫、妻、子1人(3歳児未満：扶養控除対象外)

年間所得：200万円(収入：311万5千円)

	日本人世帯	外国人世帯
市県民税	133,500円	0円
所得税	62,000円	0円
保育料	427,200円	108,000円
総額(年額)	622,700円	108,000円

所得税及び住民税シミュレーション

※1 日本人世帯：全員日本国籍であり、所得上、祖父母を扶養できないと仮定。

※2 外国人世帯：本人、もしくは配偶者であり、海外に居住する血縁者を簡便に扶養控除に入れることができると仮定。

※3 基礎控除、配偶者控除、扶養控除の3つの控除のみを所得控除として計算

(出典：行橋市議会 平成25年度12月定例会 一般事務に関する質問(質問者 小坪慎也)に対する執行部答弁より。)

非課税に至る敷居の低さ ～ 僅か4名の扶養控除

上記表の外国人世帯とは、妻を含め5名の扶養です。日本人世帯との差は僅か4名に過ぎず、外国人であれば簡単に非課税世帯にできます。異常とも言える多数の扶養をとっていなかったとしても、大きな格差を産んでいます。

若年ワーキングプア層における格差

「①日本人夫妻と子どもの場合」と「②夫若しくは妻が外国籍の場合」を比較して質問を行いました。同じ仕事、同じ収入(所得)で、同じ家族構成だったとしても、年間で51万4700円もの大きな差になります。所得が200万円の条件において、主だった制度のみの試算であっても所得の約4分の1にあたる50万円以上の差が出てきます。

シミュレートモデル外の状況 ～ 市議会では問えない領域

市議会における質問のため、市に特化して質問を行っています。国・県の他の減免処置を考慮するとこれ以上の格差となり月額5万円以上の差額が生じるものと考えられます。また子供の数が増加した場合の試算やワーキングプア状態で祖父母を実際に扶養した場合の可処分所得の格差は、これ以上に凄まじい格差になると考えられます。

高額所得者の場合 ～ 収入1000万円の場合

平成25年度9月議会においては高額所得者が「非課税世帯になるシミュレート」を問うたところ、収入1000万円の夫妻(配偶者控除あり)の場合の市県民税は、扶養0人：71万円、10人：38万6000円、20人：4500円、30人で税額0円(非課税)となるのが執行部答弁よりわかりました。

税理士による当制度の悪用を助長するweb 広告が蔓延 ～ 違法行為ではない問題

違法行為ではないため、「外国人なら扶養控除で税金がこんなに安く！」という内容で、web 広告がすでに蔓延しております。30名の扶養控除を税務署に認めさせた実例を広告している税理士がいることを議会で指摘、一般的な手法となっていることは明らかです。本制度を利用していない外国人労働者は少数ではないでしょうか。

日本人女性への結婚差別 ～ 姻族3親等の問題

外国人と婚姻関係を結んだ場合のみ、税額控除において大きなアドバンテージを受けることができます。低所得者にあつては生活レベルが一変するレベルの控除、また高額所得を得る者にあつては異なる税制体系かのような控除を受けることが可能です。日本人女性が結婚において差別されているのと同義であることを議会で指摘しました。

恵まれない外国人がわからない ～ 高額所得者であっても非課税にカウントされる危険性

前述のように実際に30人の扶養をとった実績を誇る税理士がおり、また会計検査院でも26人もの扶養をとっている外国人の存在が指摘されました。常に高額な所得があり、余裕のある生活を送っていたとしても、非課税世帯に分類されている可能性があり、本当に恵まれない外国人の実数把握が困難です。真に生活に困窮する外国人に対し、どの程度の人道上の手当てが必要なのか把握することができません。

日本人中小企業経営者への差別 ～ 中小企業の税制への悪影響

家族経営などで運営される企業の場合、経営者（もしくは配偶者）が外国人であった場合、同一条件の企業であれば日本人の中小企業のみが一方向的に敗退してしまう。人件費として処理し本制度を多用すると、日本人経営者に比較して多大な税制上のメリットが生じるためだ。特に、仕入れ原価が商品品質に多大な影響を与える飲食業界、例えば焼肉屋を例に挙げると、同じ商品代金を支払ったとしても原価に多くを割ける外国人経営の焼肉屋のほうが美味しくなる。

日本人の低賃金化 ～ ワーキングプアの量産

外国人のみは、生活のイニシャルコストが極めて低く、同一労働・同一賃金であっても日本人比で月額5万円近くも安く求職できることになる。よって製造業を始めとした、ある意味でのセーフティネット、日雇い労働等の単価が不当に押し下げられていく実態がある。不当に押し下げられた賃金により、厳格に徴税を受ける日本人のみはワーキングプアに転落してしまう要因となっている。

外国人労働者を安く使うための扶助に転用 ～ 大企業のみが利益をあげる

地方自治体の福祉予算を原資とし、賃金を押し下げるための生活扶助費に転用されている構図にある。各種セーフティネットにフリーライドできる外国人は生活できる、大企業も人件費を抑えることができる。しかし日本人の目線から見ると、賃金は不当に押し下げられるておりデフレ脱却を困難にする要因となる。

国の制度の瑕疵 ～ 地方自治体の徴税権の侵害及び福祉予算の圧迫

本問題は国税（確定申告）等に起因するものであり、地方自治体ではどうしようもない。国の制度の瑕疵であることは明白であり、実態調査のみならず直ちに国に改善を求める必要がある。

1 課税の適正の確保

課税の現場において、日本国民と在留外国人の格差、つまり不公平が顕著となっているため、その是正措置を求める。すなわち、現行の法令及びその運用主体たる政府並びに地方自治体において、制度上、予算上又は人員上の制約若しくは瑕疵により、結果的に在留外国人への過剰又は不適正な優遇状態が生じており、実質的に地方自治体の徴税権が侵害されている。

具体的には、市県民税及び国民健康保険税（料）の減免事由たる扶養控除制度等が悪用されていることによる課税の不公平の発生であり、その是正、つまり課税の適正化を確保するための制度的、予算的及び人員的な措置の実施を直ちに求める必要がある。

2 各種給付の適正の確保

前述の課税上の不公平が放置されてきたことにより、本来なら不支給又は支給停止とすべき事由の存する在留外国人にも、非課税世帯となることでその他の各種給付及び大幅な減免が実質的に無条件で支給され、政府及び地方自治体の財政を圧迫し続けている。その是正、つまり各種給付の適正化を確保するための制度的、予算的及び人員的な措置の実施を直ちに求める必要がある。

3 日本国民のワーキングプアの解消

前述の課税上の不公平及び各種給付上の不公平が放置されてきたことにより、国民、特に若年層は、在留外国人と比べ、徴税・給付の両面で不利益を受けている。具体的には、同一労働同一賃金であろうと、日本人のみの世帯と在留外国人を含む世帯では、徴税される額と給付を受ける額の差が年間で数十万円あるいはそれ以上となり、可処分所得において大きな格差が生じている。

これは日本国民のワーキングプア現象の要因の一つであり、本制度を放置すれば①デフレの悪化、②少子化の促進、③地方自治体の衰退、④地方財政のさらなる悪化、⑤職業技術の途絶、⑥景気後退、⑦外国排斥気運の激化といった負の連鎖を生じるのは明白であり直ちに改善を求める必要がある。

国の制度の瑕疵により、地方自治体の予算を原資として外国人の生活扶助を行っている構図にあり、結果として労働単価を不当に押し下げてしまっている。困窮者を救うためのセーフティネットが日本人イジメの原資として運用されている実態にある。各種減免処置に容易にフリーライドできる外国人と異なり、厳格に納税せざるを得ない日本人のみは生活に困窮していく結果となり、デフレ脱却を困難にしてしまうのみならず、少子化にも大きな悪影響を及ぼし、特に地方における若者を困窮させることは明白である。

会計検査院により本問題が明かされた今こそ、地方行政より国政に声を届けることで、不公平な制度の改善を行うことが強く求められる。